行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | | 所管課名 | 河川課 | 整理番号 | 1 - 307 |
|-----------------------------|---|--|--|---|--|
| 許認可等の種類 | 埋立地に関する処分の許可、埋立地の用途と異なる利用の許可 | | | | |
| 根拠法令条例 等·条項 | 公有水面埋立法第27条第1項、同法第29条第1項 | | | | |
| 許認可等の概要 | 埋立地に所有権を有するものが所有権を移転し、又は地上権等の権利を設定することに 対する許可 埋立地を告示した用途と異なる用途に利用する許可 | | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | 「参考」 ・公有水面埋立法 運輸省港湾局長・ 7 埋立地に関す (1)権利の移転又は 権利の移転又は 由がある場合が用 項第5号関係」 権利の移転又は り告示した用途と | の一部改正につい 建設省河川局長は る権利の移転又は 設定の相手方は 設定の相手方は 公募以外の方法に 金変更する場合の は設定の相手方が 異なる用途に供し | NC(昭和49年 6月 Mで(昭和49年 6月 最達) は設定の許可についる ででででででいる。 での夢するででででででいる。 でででででいる。 はいででででいる。 はいでででででいる。 はいででででいる。 はいででででいる。 はいでででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいでできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいでできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいででできる。 はいでででででできる。 はいででででできる。 はいででででででででででできる。 はいでででできる。 はいでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 14日港管第1580号 1て(法第27条関係 1て(法第27条第2 ましいが、公募によ ること。 設定の許可についる 条又は第13条/29 は、法第29条第2項 | 系) 2項第4号関係) り難い特別の事 て(法第27条第2 第2項の規定によ 額第2から第4号 |
| 基準の制定根拠 | _ | | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 60日 (関係市町村長の 該認可後) | 意見聴取後。ただ | し、国土交通大臣 | の認可にかかるも | のについては当 |
| 期間の制定根拠 | 6河第306号土木 | 、部長通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |